

ID: 3009

担当部署: 産業観光課

処分の概要	有効期間の更新(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第19条第5項の規定による。</p> <p>5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年3月30日	最終変更年月日	年 月 日